



山形県公報

平成18年10月27日(金)
第1788号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

|                                                  |               |      |
|--------------------------------------------------|---------------|------|
| 鳥獣保護区の存続期間の更新.....                               | (みどり自然課)      | 1383 |
| 鳥獣保護区特別保護地区の指定.....                              | (同)           | 1384 |
| 同.....                                           | (同)           | 1385 |
| 昭和55年10月県告示第1850号(鳥獣保護区設定)の一部改正.....             | (同)           | 同    |
| 昭和61年10月県告示第1443号(鳥獣保護区設定)の一部改正.....             | (同)           | 同    |
| 銃猟禁止区域の指定.....                                   | (同)           | 1386 |
| 生活保護法による指定医療機関の指定.....                           | (健康福祉企画課)     | 1387 |
| 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....                        | (同)           | 同    |
| 生活保護法による指定介護機関の指定.....                           | (同)           | 同    |
| 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の<br>名称の変更..... | (置賜総合支庁福祉課)   | 1388 |
| 第5種共同漁業権遊漁規則の変更の認可.....                          | (生産技術課)       | 同    |
| 公共測量の実施の通知.....                                  | (農村計画課)       | 1393 |
| 土地改良区連合の清算人の就任の届出.....                           | (庄内総合支庁農村計画課) | 1394 |
| 都市計画事業の変更の認可の告示.....                             | (都市計画課)       | 同    |
| 道路の区域の変更.....                                    | (村山総合支庁建設総務課) | 同    |
| 県証紙売りさばき人の変更.....                                | (出納局)         | 1395 |
| 県証紙売りさばき所の変更.....                                | (同)           | 同    |
| 県証紙売りさばき業務の廃止の届出.....                            | (同)           | 同    |
| 県証紙売りさばき人の指定.....                                | (同)           | 1396 |

### 公安委員会関係

#### 規 則

|                                       |   |
|---------------------------------------|---|
| 山形県警察職員の賞じゆつに関する条例施行規則の一部を改正する規則..... | 同 |
|---------------------------------------|---|

### 公 告

|                           |               |      |
|---------------------------|---------------|------|
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....   | (最上総合支庁企画振興課) | 同    |
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請..... | (同)           | 1397 |

## 告 示

山形県告示第984号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成18年10月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 (1) 名称 経塚山鳥獣保護区  
 (2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
 (3) 存続期間 平成18年11月1日から平成28年10月31日まで  
 (4) 保護に関する指針  
 イ 鳥獣保護区の指定区分  
 身近な鳥獣生息地の保護区  
 ロ 鳥獣保護区の指定目的  
 当該区域は、上山市の市街地の西側に位置する経塚山と大平山を中心とした地域で、森林浴やバードウォッチングに訪れる市民も多く、人々の憩いの場として広く利用されている。植生は、アカマツのほかコナラ等の広葉樹林が広がり、森林鳥獣や身近な鳥類の良好な生息環境になっている。  
 狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、市民等と鳥獣とのふれあいの場を確保するため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある。
- 2 (1) 名称 摩耶山鳥獣保護区  
 (2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
 (3) 存続期間 平成18年11月1日から平成28年10月31日まで  
 (4) 保護に関する指針  
 イ 鳥獣保護区の指定区分  
 森林鳥獣生息地の保護区  
 ロ 鳥獣保護区の指定目的  
 当該地域は朝日山系の北端に位置し、標高1019メートルの摩耶山を中心とした地域で、東側は深い渓谷等急峻な地形となっているが、西側はなだらかな地形を示し、変化に富んだ地形となっている。  
 山頂付近にはブナとともに亜高山植物が分布するほか、標高が下がるにつれ、ブナやキタゴヨウ等の天然林が見られる地域で、自然環境が良好に保たれ、山ぶどうを主として餌となる実のなる木も多く、イヌワシ、クマタカ、ツキノワグマ、カモシカ等森林鳥獣の良好な生息地になっている。  
 狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、鳥獣の保護繁殖を図るため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある。

## 山形県告示第985号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、御所山鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を次のとおり指定する。

平成18年10月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 名称 御所山鳥獣保護区特別保護地区  
 2 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
 3 存続期間 平成18年11月1日から平成28年10月31日まで  
 4 保護に関する指針  
 (1) 特別保護地区の指定区分  
 森林鳥獣生息地の保護区  
 (2) 特別保護地区の指定目的  
 御所山鳥獣保護区は、御所山を中心とした地域で、渓谷や断崖等の急峻な地形も見られるほか、沼や湿原等も点在し、変化に富んだ地形になっている。この地域にはブナを主とする林が広がり、良好な森林生態系が形成されていて、カモシカ、クマといった大型獣類のほか、イヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類の生息も確認されている。  
 特に、現在特別保護地区に指定している地域は、植生の大半は、ブナ - チシマザサ群落となっているが、山頂付近にはミヤマナラ群落、稜線の一部にはキタゴヨウ - クロベ群落、斜面のところどころにはヒメヤシャブシ - タニウツギ群落が存在している。また、丹生川流域は沢が多く、水量も豊富で、鳥獣の良好な生息地となっていることから、開発等を制限して当該地域に生息する鳥獣の生息環境の保全を図るため、引き続き特別

保護地区に指定する。

#### 山形県告示第986号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、摩耶山鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を次のとおり指定する。

平成18年10月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 名称 摩耶山鳥獣保護区特別保護地区
- 2 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- 3 存続期間 平成18年11月1日から平成28年10月31日まで
- 4 保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

摩耶山鳥獣保護区は朝日山系の北端に位置し、標高1019メートルの摩耶山を中心とした地域で、東側は深い渓谷等急峻な地形となっているが、西側はなだらかな地形を示し、変化に富んだ地形となっている。

山頂付近にはブナとともに亜高山植物が分布するほか、標高が下がるにつれ、ブナやキタゴヨウ等の天然林が見られる地域で、自然環境が良好に保たれ、山ぶどうを主として餌となる実のなる木も多く、イヌワシ、クマタカ、ツキノワグマ、カモシカ等森林鳥獣の良好な生息地になっている。

特に、摩耶山の中心地域については、豊かな自然環境が残り、森林鳥獣の格好の生息適地となっていることから、開発等を制限して当該地域に生息する鳥獣の生息環境の保全を図るため、引き続き特別保護地区に指定する。

#### 山形県告示第987号

昭和55年10月県告示第1850号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行する。

平成18年10月27日

山形県知事 齋 藤 弘

第5項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成18年11月1日から平成28年10月31日まで

第5項に次の1号を加える。

(4) 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は朝日山系の北端に位置し、標高1019メートルの摩耶山を中心とした地域で、東側は深い渓谷等急峻な地形となっているが、西側はなだらかな地形を示し、変化に富んだ地形となっている。

山頂付近にはブナとともに亜高山植物が分布するほか、標高が下がるにつれ、ブナやキタゴヨウ等の天然林が見られる地域で、自然環境が良好に保たれ、山ぶどうを主として餌となる実のなる木も多く、イヌワシ、クマタカ、ツキノワグマ、カモシカ等森林鳥獣の良好な生息地になっている。

狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、鳥獣の保護繁殖を図るため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある。

#### 山形県告示第988号

昭和61年10月県告示第1443号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行する。

平成18年10月27日

山形県知事 齋 藤 弘

第2項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 平成18年11月1日から平成28年10月31日まで  
第2項に次の1号を加える。

(4) 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、御所山を中心とした地域で、渓谷や断崖等の急峻な地形も見られるほか、沼や湿原等も点在し、変化に富んだ地形になっている。この地域にはブナを主とする林が広がり、良好な森林生態系が形成されていて、カモシカ、クマといった大型獣類のほか、イヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類の生息も確認されている。

この地域には、林野庁が国有林において生物多様性保全策として進めている保護林ネットワークである「緑の回廊」の一つである「奥羽山脈緑の回廊」が設定されており、森林の連続性を確保し、森林生態系の保護及び保全を図る取組みが行われている。そこで、この施策と連携をとって鳥獣生息地の連続性を確保するため、この隣接地域に鳥獣保護区を設定する宮城県に併せて鳥獣保護区を拡大するものである。

第3項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 平成18年11月1日から平成28年10月31日まで  
第3項に次の1号を加える。

(4) 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分  
身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、上山市の市街地の西側に位置する経塚山と大平山を中心とした地域で、森林浴やバードウォッチングに訪れる市民も多く、人々の憩いの場として広く利用されている。植生は、アカマツのほかコナラ等の広葉樹林が広がり、森林鳥獣や身近な鳥類の良好な生息環境になっている。

狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、市民等と鳥獣とのふれあいの場を確保するため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある。

#### 山形県告示第989号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、銃猟禁止区域を次のとおり指定する。

平成18年10月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 (1) 名 称 前川思川銃猟禁止区域  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成18年11月1日から平成28年10月31日まで
- 2 (1) 名 称 山崎銃猟禁止区域  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成18年11月1日から平成28年10月31日まで
- 3 (1) 名 称 寺泉銃猟禁止区域  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成18年11月1日から平成28年10月31日まで
- 4 (1) 名 称 中平田銃猟禁止区域  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環

境課において縦覧に供する。）

- (3) 存続期間 平成18年11月1日から平成28年10月31日まで
- 5 (1) 名称 赤川銃猟禁止区域
- (2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成18年11月1日から平成28年10月31日まで

#### 山形県告示第990号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成18年10月27日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称   | 指定医療機関の所在地    | 指定年月日      |
|-------------|---------------|------------|
| ひろみ薬局       | 新庄市桧町18番地3    | 平成18. 8.14 |
| 伊藤耳鼻咽喉科医院   | 鶴岡市馬場町7番44号   | 同 9. 1     |
| フレンド歯科クリニック | 同             | 同 9.14     |
| 南沼原内科クリニック  | 山形市松栄一丁目1番53号 | 同          |
| アクア調剤薬局     | 鶴岡市宝田一丁目9番88号 | 同 9.15     |

#### 山形県告示第991号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条（第55条において準用する同法第50条）の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成18年10月27日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地 | 廃止年月日      |
|-----------|------------|------------|
| ひろみ薬局     | 新庄市桧町18番地3 | 平成18. 7.18 |
| 山内眼科医院    | 鶴岡市泉町7番56号 | 同 8.31     |
| 伊藤耳鼻咽喉科医院 | 同 馬場町7番39号 | 同          |

#### 山形県告示第992号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成18年10月27日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関の名称            | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地    | 指定年月日      |
|----------------------|---------------|---------------|------------|
| 米沢市地域包括支援センター        | 介護予防支援        | 米沢市金池五丁目2番25号 | 平成18. 7. 1 |
| ほのぼのケアサービスヘルパーステーション | 介護予防訪問介護      | 南陽市漆山1306番地の7 | 同 9.20     |

|                    |            |   |   |
|--------------------|------------|---|---|
| ほのぼのケアサービス福祉用具レンタル | 介護予防福祉用具貸与 | 同 | 同 |
|--------------------|------------|---|---|

山形県告示第993号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成18年10月27日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地   |      | 障害福祉サービスの種類 | 変更年月日     |
|------------------------------|---------------|------|-------------|-----------|
|                              | 変更前           | 変更後  |             |           |
| 医療法人社団 公徳会<br>南陽市栲塚948番地の1   | くぬぎ荘B         | くぬぎ荘 | 共同生活援助      | 平成18.10.1 |
|                              | 南陽市栲塚1284番地の1 |      |             |           |

山形県告示第994号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり第5種共同漁業権遊漁規則の変更を認可した。

平成18年10月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 (1) 漁業権者の名称及び住所
  - イ 名称 両羽漁業協同組合
  - ロ 住所 酒田市新堀字前岡97番地
- (2) 漁業権の免許番号  
内共第1号
- (3) 変更の内容

第3条第1項の第2表中

|             |
|-------------|
| 1年間 23,000円 |
| 1年間 13,000円 |

を

|             |
|-------------|
| 1年間 25,000円 |
| 1年間 15,000円 |

に改める。

- (4) 変更後の遊漁規則の施行日  
平成19年4月1日

- 2 (1) 漁業権者の名称及び住所
  - イ 名称 県南漁業協同組合
  - ロ 住所 米沢市矢来一丁目1番104号
- (2) 漁業権の免許番号  
内共第2号
- (3) 変更の内容

第12条第1項の第2表中

|             |
|-------------|
| 1年間 23,000円 |
| 1年間 13,000円 |

を

|             |
|-------------|
| 1年間 25,000円 |
| 1年間 15,000円 |

に改める。

- (4) 変更後の遊漁規則の施行日  
平成18年9月29日

- 3 (1) 漁業権者の名称及び住所

- イ 名称 西置賜漁業協同組合
- ロ 住所 西置賜郡白鷹町大字荒砥甲833番地

- (2) 漁業権の免許番号  
内共第3号

- (3) 変更の内容

第3条第1項の第2表中

|             |
|-------------|
| 1年間 23,000円 |
| 1年間 13,000円 |

を

|             |
|-------------|
| 1年間 25,000円 |
| 1年間 15,000円 |

に改める。

  

第10条第1項の表中

|        |
|--------|
| 500円   |
| 4,500円 |

を

|        |
|--------|
| 1,000円 |
| 5,500円 |

に改め、同条第4項の中「4,500円」を「5,500円」に改める。

- (4) 変更後の遊漁規則の施行日  
平成19年4月1日

- 4 (1) 漁業権者の名称及び住所
  - イ 名称 最上川第一漁業協同組合
  - ロ 住所 西村山郡朝日町大字宮宿1184番地 8

- (2) 漁業権の免許番号  
内共第4号及び内共第5号

- (3) 変更の内容

第3条第1項の第2表中

|             |
|-------------|
| 1年間 23,000円 |
| 1年間 13,000円 |

を

|             |
|-------------|
| 1年間 25,000円 |
| 1年間 15,000円 |

に改める。

- (4) 変更後の遊漁規則の施行日  
平成19年4月1日

- 5 (1) 漁業権者の名称及び住所
  - イ 名称 最上川第二漁業協同組合
  - ロ 住所 西村山郡河北町谷地字山王23番地 1

- (2) 漁業権の免許番号  
内共第6号、内共第7号、内共第8号及び内共第9号

- (3) 変更の内容

第4条に次の1項を加える。

3 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ中欄の区域内において右欄の期間中採捕してはならない。

| 水産動物の種類 | 区 域                         | 期 間                                                                  |
|---------|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 全 魚 種   | 富 並 川<br>最上川との合流点<br>から上流全域 | 平成18年10月1日～翌年3月31日まで<br>平成19年10月1日～翌年3月31日まで<br>平成20年10月1日～翌年3月31日まで |

第9条第1項の第2表中

|             |
|-------------|
| 1年間 23,000円 |
| 1年間 13,000円 |

を

|             |
|-------------|
| 1年間 25,000円 |
| 1年間 15,000円 |

に改める。

(4) 変更後の遊漁規則の施行日  
平成18年9月29日

6 (1) 漁業権者の名称及び住所

- イ 名称 丹生川漁業協同組合
- ロ 住所 尾花沢市北町一丁目10番5号

(2) 漁業権の免許番号  
内共第10号

(3) 変更の内容

第3条第1項の第2表中

|             |
|-------------|
| 1年間 23,000円 |
| 1年間 13,000円 |

を

|             |
|-------------|
| 1年間 25,000円 |
| 1年間 15,000円 |

に改める。

第10条第1項の表中

|        |
|--------|
| 4,000円 |
| 1,500円 |
| 7,000円 |

を

|        |
|--------|
| 5,000円 |
| 1,500円 |
| 8,000円 |

に改め、同条第2項中「500円」を「1,000円」

に改め、同条第4項の表中

|         |
|---------|
| 10,500円 |
|---------|

を

|         |
|---------|
| 11,000円 |
|---------|

に改める。

(4) 変更後の遊漁規則の施行日  
平成19年4月1日

7 (1) 漁業権者の名称及び住所

- イ 名称 小国川漁業協同組合
- ロ 住所 最上郡舟形町舟形276番地

(2) 漁業権の免許番号  
内共第11号及び内共第12号

(3) 変更の内容

第3条第1項の第2表中

|             |
|-------------|
| 1年間 23,000円 |
| 1年間 13,000円 |

を

|             |
|-------------|
| 1年間 25,000円 |
| 1年間 15,000円 |

に改める。

第7条の表中

|                                                       |
|-------------------------------------------------------|
| 最上郡最上町大字法田地<br>内最上白川水系西又沢<br>最上郡最上町大字赤倉地<br>内小国川水系朝日沢 |
|-------------------------------------------------------|

を

|                                                        |
|--------------------------------------------------------|
| 最上郡最上町大字法田地<br>内最上白川水系東又沢<br>最上郡最上町大字赤倉地<br>内小国川水系中の又沢 |
|--------------------------------------------------------|

に改める。

第10条第3項の表中

|        |
|--------|
| 1,000円 |
|--------|

を

|                |
|----------------|
| 遊漁料額の<br>半額とする |
|----------------|

に改める。

(4) 変更後の遊漁規則の施行日  
平成19年4月1日

8 (1) 漁業権者の名称及び住所

- イ 名称 最北中部漁業協同組合
- ロ 住所 新庄市大手町2番66号

(2) 漁業権の免許番号

内共第13号及び内共第14号

(3) 変更の内容

第3条第1項の第2表中

|     |         |
|-----|---------|
| 1年間 | 23,000円 |
| 1年間 | 13,000円 |

を

|     |         |
|-----|---------|
| 1年間 | 25,000円 |
| 1年間 | 15,000円 |

に改める。

(4) 変更後の遊漁規則の施行日

平成19年4月1日

9 (1) 漁業権者の名称及び住所

イ 名称 最上漁業協同組合

ロ 住所 最上郡真室川町大字新町字天神460番地

(2) 漁業権の免許番号

内共第15号

(3) 変更の内容

第3条第1項の第2表中

|     |         |
|-----|---------|
| 1年間 | 23,000円 |
| 1年間 | 13,000円 |

を

|     |         |
|-----|---------|
| 1年間 | 25,000円 |
| 1年間 | 15,000円 |

に改める。

第10条第2項中「500円」を「1,000円」に改める。

(4) 変更後の遊漁規則の施行日

平成19年4月1日。ただし、第10条第2項の規定は、平成18年9月29日。

10 (1) 漁業権者の名称及び住所

イ 名称 最上川第八漁業協同組合

ロ 住所 東田川郡庄内町肝煎字蟹沢52番地

(2) 漁業権の免許番号

内共第16号

(3) 変更の内容

第3条第1項の第2表中

|     |         |
|-----|---------|
| 1年間 | 23,000円 |
| 1年間 | 13,000円 |

を

|     |         |
|-----|---------|
| 1年間 | 25,000円 |
| 1年間 | 15,000円 |

に改める。

第7条の表中「東田川郡立川町大字清川」を「東田川郡庄内町清川」に、「飽海郡松山町大字竹田」を「酒田市竹田」に、「飽海郡松山町大字石名坂」を「酒田市石名坂」に、「飽海郡平田町大字山元」を「酒田市山元」に、「飽海郡平田町北俣」を「酒田市北俣」に、「飽海郡平田町山元」を「酒田市山元」に改め、「及びその上流の田沢川」を削る。

(4) 変更後の遊漁規則の施行日

平成18年9月29日。ただし、第3条の規定は、平成19年4月1日。

11 (1) 漁業権者の名称及び住所

イ 名称 赤川漁業協同組合

ロ 住所 鶴岡市本町三丁目3番20号

(2) 漁業権の免許番号

内共第17号、内共第18号及び内共第19号

(3) 変更の内容

第3条第1項の第2表中

|     |         |
|-----|---------|
| 1年間 | 23,000円 |
| 1年間 | 13,000円 |

を

|     |         |
|-----|---------|
| 1年間 | 25,000円 |
| 1年間 | 15,000円 |

に改める。

第8条の表中あゆの項を削る。

(4) 変更後の遊漁規則の施行日

平成19年4月1日。ただし、第8条の規定は、平成18年9月29日。

12 (1) 漁業権者の名称及び住所

イ 名称 月光川養漁業協同組合

ロ 住所 飽海郡遊佐町遊佐字堅田14番地の12

(2) 漁業権の免許番号

内共第20号

(3) 変更の内容

第3条第1項の第2表中

|     |         |
|-----|---------|
| 1年間 | 23,000円 |
| 1年間 | 13,000円 |

を

|     |         |
|-----|---------|
| 1年間 | 25,000円 |
| 1年間 | 15,000円 |

に改める。

(4) 変更後の遊漁規則の施行日

平成19年4月1日

13 (1) 漁業権者の名称及び住所

イ 名称 日向荒瀬漁業協同組合

ロ 住所 酒田市市条字村ノ前68番地の1

(2) 漁業権の免許番号

内共第21号

(3) 変更の内容

第3条第1項の第2表中

|     |         |
|-----|---------|
| 1年間 | 23,000円 |
| 1年間 | 13,000円 |

を

|     |         |
|-----|---------|
| 1年間 | 25,000円 |
| 1年間 | 15,000円 |

に改める。

(4) 変更後の遊漁規則の施行日

平成19年4月1日

14 (1) 漁業権者の名称及び住所

イ 名称 山戸漁業協同組合

ロ 住所 鶴岡市山五十川甲406番地

(2) 漁業権の免許番号

内共第22号

(3) 変更の内容

第3条第1項の第2表中

|     |         |
|-----|---------|
| 1年間 | 23,000円 |
| 1年間 | 13,000円 |

を

|     |         |
|-----|---------|
| 1年間 | 25,000円 |
| 1年間 | 15,000円 |

に改める。

(4) 変更後の遊漁規則の施行日

平成18年9月29日

15 (1) 漁業権者の名称及び住所

イ 名称 温海町内水面漁業協同組合

ロ 住所 鶴岡市鼠ヶ関乙162番地

- (2) 漁業権の免許番号  
内共第23号、内共第24号及び内共第25号
- (3) 変更の内容

第3条第1項の第2表中

|             |   |             |       |
|-------------|---|-------------|-------|
| 1年間 23,000円 | を | 1年間 25,000円 | に改める。 |
| 1年間 13,000円 | を | 1年間 15,000円 |       |

- (4) 変更後の遊漁規則の施行日  
平成19年4月1日

- 16 (1) 漁業権者の名称及び住所  
イ 名称 小国町漁業協同組合  
ロ 住所 西置賜郡小国町大字岩井沢836番地

- (2) 漁業権の免許番号  
内共第26号
- (3) 変更の内容

第3条第1項の第2表中

|             |   |             |       |
|-------------|---|-------------|-------|
| 1年間 23,000円 | を | 1年間 25,000円 | に改める。 |
| 1年間 13,000円 | を | 1年間 15,000円 |       |

- (4) 変更後の遊漁規則の施行日  
平成19年4月1日

- 17 (1) 漁業権者の名称及び住所  
イ 名称 作谷沢漁業協同組合  
ロ 住所 東村山郡山辺町大字畑谷1992番地の3

- (2) 漁業権の免許番号  
内共第27号及び内共第28号
- (3) 変更の内容

第8条第1項の第2表中

|             |   |             |       |
|-------------|---|-------------|-------|
| 1年間 23,000円 | を | 1年間 25,000円 | に改める。 |
| 1年間 13,000円 | を | 1年間 15,000円 |       |

- (4) 変更後の遊漁規則の施行日  
平成19年4月1日

山形県告示第995号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成18年10月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公共測量を実施する地域  
鶴岡市末広町及び大宝寺町の各一部
- 2 公共測量を実施する期間  
平成18年10月16日から平成19年3月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（登記所備付地図作成作業）

## 山形県告示第996号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、清算法人赤川土地改良区連合の清算人に次の者が就任した旨の届出があった。

平成18年10月27日

山形県知事 齋 藤 弘

| 氏 名   | 住 所                 |
|-------|---------------------|
| 五十嵐 昇 | 鶴岡市板井川字片茎112番地      |
| 清和 亮次 | 東田川郡三川町大字助川字北畑232番地 |
| 五十嵐 繁 | 鶴岡市松根字中松根61番地       |
| 富樫 達喜 | 同 三和字本田前25番地        |
| 松浦 茂  | 同 小淀川丙15番地          |

## 山形県告示第997号

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

平成18年10月27日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 新庄都市計画道路事業

(2) 名称 3・4・6号大福田上西山線及び3・4・14号沼田北町線

## 2 施行者の名称

山形県

## 3 事業所の所在地

山形市松波二丁目8番1号

## 4 事業地の所在

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし

## 5 告示年月日及び番号

平成18年10月19日 東北地方整備局告示第149号

## 山形県告示第998号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成18年10月27日から同年11月9日まで縦覧に供する。

平成18年10月27日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 道路の種類 県道

## 2 路線名 上山蔵王公園線

## 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長         |
|------------------------------------|------|------------------|-------------|
| 山形市蔵王温泉字川前935番63から<br>同 字湯尻188番5まで | 旧    | 10.0メートル<br>7.8  | メートル<br>282 |
| 同 上                                | 新    | 72.0メートル<br>14.3 | メートル<br>280 |

## 山形県告示第999号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第13条第1項の規定により、次の証紙の売りさばき人から、次のとおり証紙の売りさばき人の名称を変更した旨の届出があった。

平成18年10月27日

山形県知事 齋 藤 弘

| 売 り さ ば き 人               |                                   | 売りさばき所の所在地    | 変 更 日<br>年 月 日 |
|---------------------------|-----------------------------------|---------------|----------------|
| 変 更 前                     | 変 更 後                             |               |                |
| 名称及び代表者氏名                 | 名称及び代表者氏名                         |               |                |
| 株式会社楯岡自動車学校<br>代表取締役 岡田 誠 | 株式会社さくらんぼドライビングスクール<br>代表取締役 岡田 誠 | 村山市大字本飯田118番地 | 平成18.10.1      |

## 山形県告示第1000号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第15条第1項の規定により、証紙の売りさばき所の変更を次のとおり承認した。

平成18年10月27日

山形県知事 齋 藤 弘

| 売りさばき人の名称<br>及び代表者氏名        | 売 り さ ば き 所 の 所 在 地     |                     | 承 認 日<br>年 月 日 |
|-----------------------------|-------------------------|---------------------|----------------|
|                             | 変 更 前                   | 変 更 後               |                |
| 株式会社寒河江自動車学校<br>代表取締役 片桐 秀一 | 寒河江市大字寒河江字高瀬山乙<br>978番地 | 寒河江市大字寒河江字久保1番<br>地 | 平成18.10.19     |

## 山形県告示第1001号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次の証紙の売りさばき人から、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

平成18年10月27日

山形県知事 齋 藤 弘

| 氏 名     | 住 所           | 売りさばき所の所在地 | 廃 止 年 月 日 |
|---------|---------------|------------|-----------|
| 小 出 春 男 | 米沢市城西四丁目7番33号 | 同 左        | 平成18.10.3 |

## 山形県告示第1002号

山形県証紙条例（昭和39年3月県条例第40号）第6条第1項の規定により、証紙の売りさばき人を次のとおり指定した。

平成18年10月27日

山形県知事 齋 藤 弘

| 名称及び代表者氏名              | 所在地           | 売りさばき所の所在地 | 指定年月日      |
|------------------------|---------------|------------|------------|
| 有限会社おたまや<br>代表取締役 秋葉善弘 | 米沢市城西四丁目7番33号 | 同 左        | 平成18.10.19 |

## 公安委員会関係

### 規 則

山形県警察職員の賞じゆつに関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年10月27日

山形県公安委員会  
委員長 吉 田 美 智 子

## 山形県公安委員会規則第9号

山形県警察職員の賞じゆつに関する条例施行規則の一部を改正する規則

山形県警察職員の賞じゆつに関する条例施行規則（昭和42年8月県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2の備考第1項中「地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）別表」を「地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第3に定める障害等級」に、「同法第29条第2項から第5項まで」を「地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第29条第5項から第7項まで及び地方公務員災害補償法施行規則第26条の5第2項」に改める。

## 附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の別表第2の備考第1項の規定は、平成18年4月1日以後に生じた事案に係る賞じゆつ金について適用し、同日前に生じた事案に係る賞じゆつ金については、なお従前の例による。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成18年10月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 申請のあった年月日  
平成18年10月11日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 名 称  
特定非営利活動法人 ふるさと振興機構
  - 代表者の氏名  
新田 喜平
  - 主たる事務所の所在地  
最上郡真室川町大字川の内1214番地1
  - 定款に記載された目的

この法人は、地域住民の参加と協働による住民主体のまちづくりを実現するため、まちづくりに関わる普及啓発、その活動に関する情報提供、研修、調査研究や政策提言に関する事業等を行い、住民、企業、行政が参画・協働しそれぞれの責任を果たす住民主体の社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証について申請があった。

平成18年10月27日

山形県知事 齋 藤 弘

1 申請のあった年月日

平成18年10月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名 称

特定非営利活動法人 ドリーム・ポイント

(2) 代表者の氏名

沼澤 孝典

(3) 主たる事務所の所在地

新庄市住吉町3番5号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、「高齢者は、社会の発展に寄与してきた者として敬愛されるとともに、健全で安心な生活を保障されるべきである」という、高齢者福祉の基本理念に基づき、高齢者が敬われつつ、自由に生き生きとした毎日を過ごされるような環境を創出すること、すなわち、新しい地域社会の福祉システムの構築を目指し活動することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

平成18年10月27日印刷  
平成18年10月27日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂 部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056